

寒川町町税条例新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| ～略～  | ～略～  |
| (制定附則)   | (制定附則)   |
| 附 則  | 附 則  |
| ～略～  | ～略～  |
| (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  | (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  |
| 11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第6号、同条第40項及び第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。  | 11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第7号、同条第33項第1号、第2号、同条第40項及び第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。  |
| (1)～(4) (略)<br><u>(加える)</u>  | (1)～(4) (略)<br><u>(5) 法附則第15条第33項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2</u>  |
| <u>(加える)</u>   | <u>(6) 法附則第15条第33項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</u>   |
| <u>(5)・(6) (略)</u>   | <u>(7)・(8) (略)</u>   |
| 12・13 (略)  | 12・13 (略)  |
| (平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)  | (平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)  |
| 14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。 | 14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。 |
| (1)～(3) (略)<br>～略～   | (1)～(3) (略)<br>～略～   |
|  | (改正附則)   |
|  | 附 則  |
|  | <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>   |
|  | <u>ただし、附則第14項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。</u>   |